

東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する

種類		面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高限度〕	第1種高度地区	約 590.0 ha	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第1種高度地区	約 64.8 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第2種高度地区	約 4.6 ha	建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第2種高度地区	約 484.3 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	20m第2種高度地区	約 20.7 ha	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	30m第2種高度地区	約 26.5 ha	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	

	第3種 高度地区	約 3.8 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第3種 高度地区	約 13.0 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	20m第3種 高度地区	約 156.6 ha	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	30m第3種 高度地区	約 15.7 ha	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	40m第3種 高度地区	約 7.7 ha	1 建築物の高さは40メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	30m 高度地区	約 10.7 ha	建築物の高さは30メートル以下とする。	
	40m 高度地区	約 22.6 ha	建築物の高さは40メートル以下とする。	

50m 高度地区	約 45.3 ha	建築物の高さは50メートル以下とする。	
60m 高度地区	約 0.7 ha	建築物の高さは60メートル以下とする。	
小計	約 1,467.0 ha		
1 制限の緩和 (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次のア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。 ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 イ 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。 (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、ア及びイに定めるところによる。 ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 2 既存不適格建築物等に対する適用除外 (1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。 (2) この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度（以下「絶対高さ制限」という。）を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物（建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。）で、かつ本号の規定を適用する際に現に存するもののうち、その高さが絶対高さ制限を超えるもの（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）に関し、次のアからエまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するとき限り、当該規定は適用しない。 ア 建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。 イ 建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。			

ウ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

エ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途と同じであること。

3 地区計画等の区域内の特例

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項に規定する地区計画等（東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）（平成20年11月目黒区告示第530号）により絶対高さ制限が定められた日前に定められたものを除く。）又は景観法（平成16年法律第110号）第61条第2項に規定する景観地区に関する都市計画において、絶対高さ制限が定められた地区については、この規定による絶対高さ制限を適用しない。

(2) 前号に規定する地区計画等又は景観地区に関する都市計画において、斜線型高さ制限に係る規定が定められており、かつ、この規定による斜線型高さ制限を適用しない旨の規定が定められた地区については、この規定による斜線型高さ制限を適用しない。

4 認定による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。

(1) ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の1.1倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

(2) 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表1 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ

表2 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2.0倍に相当する高さ

(3) 一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表3及び表4に掲げる高さ。この

場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ

表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2. 2倍に相当する高さ

5 区長の許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないもので、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

6 特定行政庁の許可による特例（斜線型高さ制限のみの緩和の場合）

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超える建築物は除く。）で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

種 類		面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最低限度〕	・林試の森公園 周辺地区 ・補助４６号線 目黒本町三丁目地区 ・補助４６号線 目黒本町五丁目地区 ・補助４６号線 原町一丁目・洗足一丁目地区	約 20.2 ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は７メートルとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 （１）都市計画施設の区域内の建築物。 （２）高さが７メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の２分の１未満かつ１００平方メートル未満の建築物の当該部分。 （３）増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令第１３７条の１０第１号及び第２号に定める範囲のもの。 （４）附属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。）。 （５）地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの。 （６）その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。	
	小 計	約 20.2 ha		
合 計		約 1,487.2 ha		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、高度地区を変更する。

なお、種類、位置及び区域についての変更は行わない。

変 更 概 要

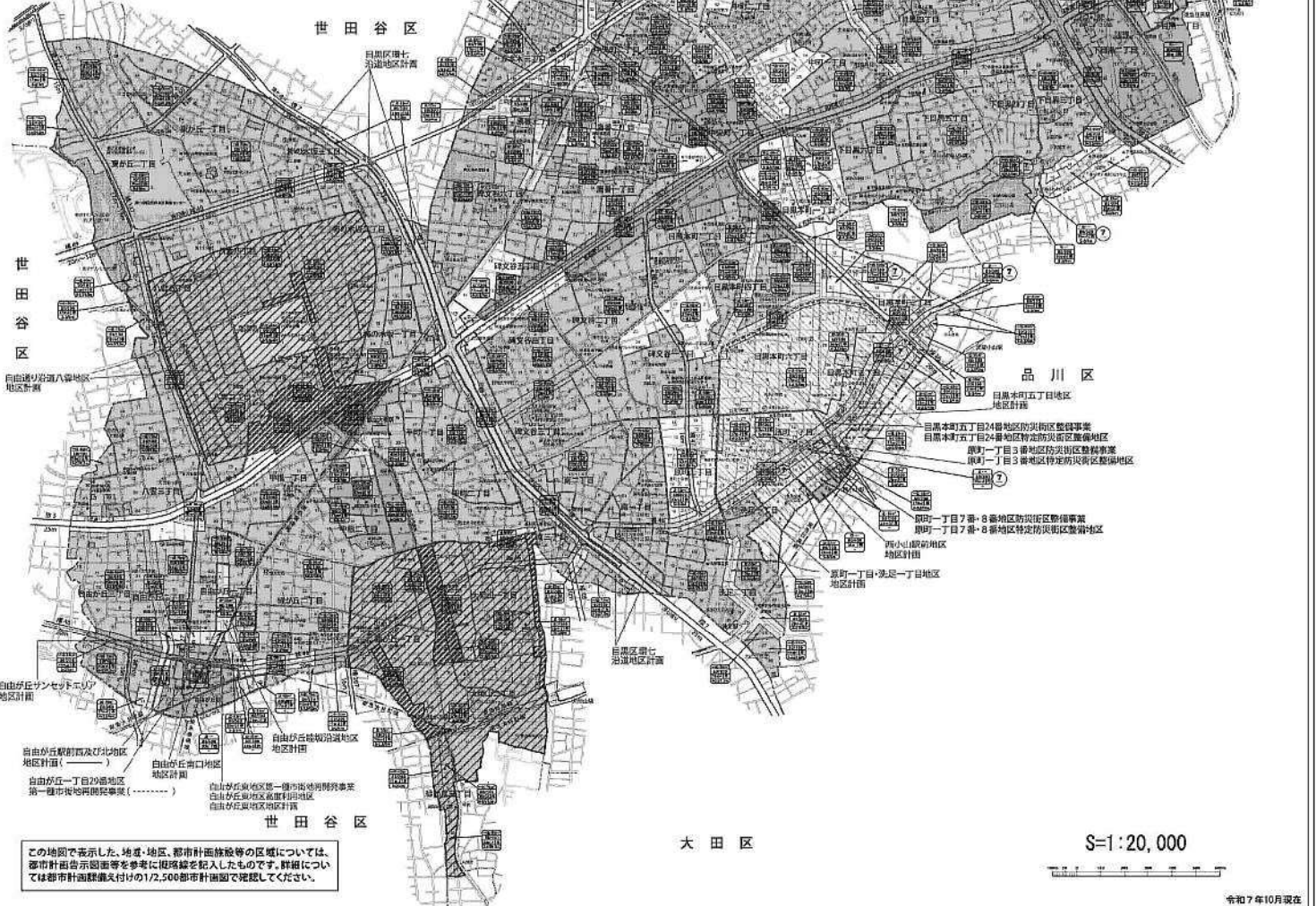
(下線部分は変更部分)

事項	建築物の高さの最高限度又は最低限度							
	〔最高限度〕							
	変更前	変更後						
4 認定による特例	一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られている<u>もの</u>と区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる<u>基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u>この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。 表1 略 表2 略	4 認定による特例 <u>次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u> (1) <u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と区長が認めたものについては、<u>絶対高さ制限の1. 1倍に相当する高さ。</u>この場合において、区長は、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と認めるときは、<u>あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> (2) <u>一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる<u>高さ。</u>この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。 表1 略 表2 略 (3) <u>一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と区長が認めたものについては、<u>次の表3及び表4に掲げる高さ。</u>この場合において、区長は、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と認めるときは、<u>あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> 表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲 <table><tr><th>対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)</th><th>絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)</th></tr><tr><td>1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>3,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ</td></tr></table> 表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限	対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ	3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ
対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)							
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ							
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ							

	<u>の範囲</u>	
	<u>対象敷地面積</u> (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	<u>絶対高さ制限の範囲</u> (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
	<u>2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>1. 3 2 倍に相当する高さ</u>
	<u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>1. 6 5 倍に相当する高さ</u>
	<u>10,000平方メートル以上</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>2. 2 倍に相当する高さ</u>
5 区長の許可による特例 次の各号の<u>二</u>に該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項に定めた敷地面積に応じた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	5 区長の許可による特例 次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	

総括図 東京都市計画高度地区

凡 例	
用地地区	一住 第一種低層住居専用地域 一中 第一種中高層住居専用地域 二中 第二種中高層住居専用地域 一住 第一種住居地域 二住 第二種住居地域 近 近隣商業地域 商 商業地域 準工 準工業地域
特別用途地区	特工 特別工業地区 第Ⅰ文 第一種文教地区 第Ⅱ文 第二種文教地区
高度地区	高 高度地区 高 高さの制限 防火 防火地域 防火 準防火地域 生産緑地 生産緑地地区
都市施設	道 都市計画道路 線 都市計画線 線 都市計画線 線 都市計画線
日影規制	日影 日影規制時間及び測定値 日影 日影規制時間及び測定値
新たな防火規制	防火 新たな防火規制 防火 新たな防火規制



大田区

S=1:20,000

令和7年10月現在

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 153

408-0-14 H02-0-14

H05-0-14 (2002年12月14日)

舞台	137
----	-----



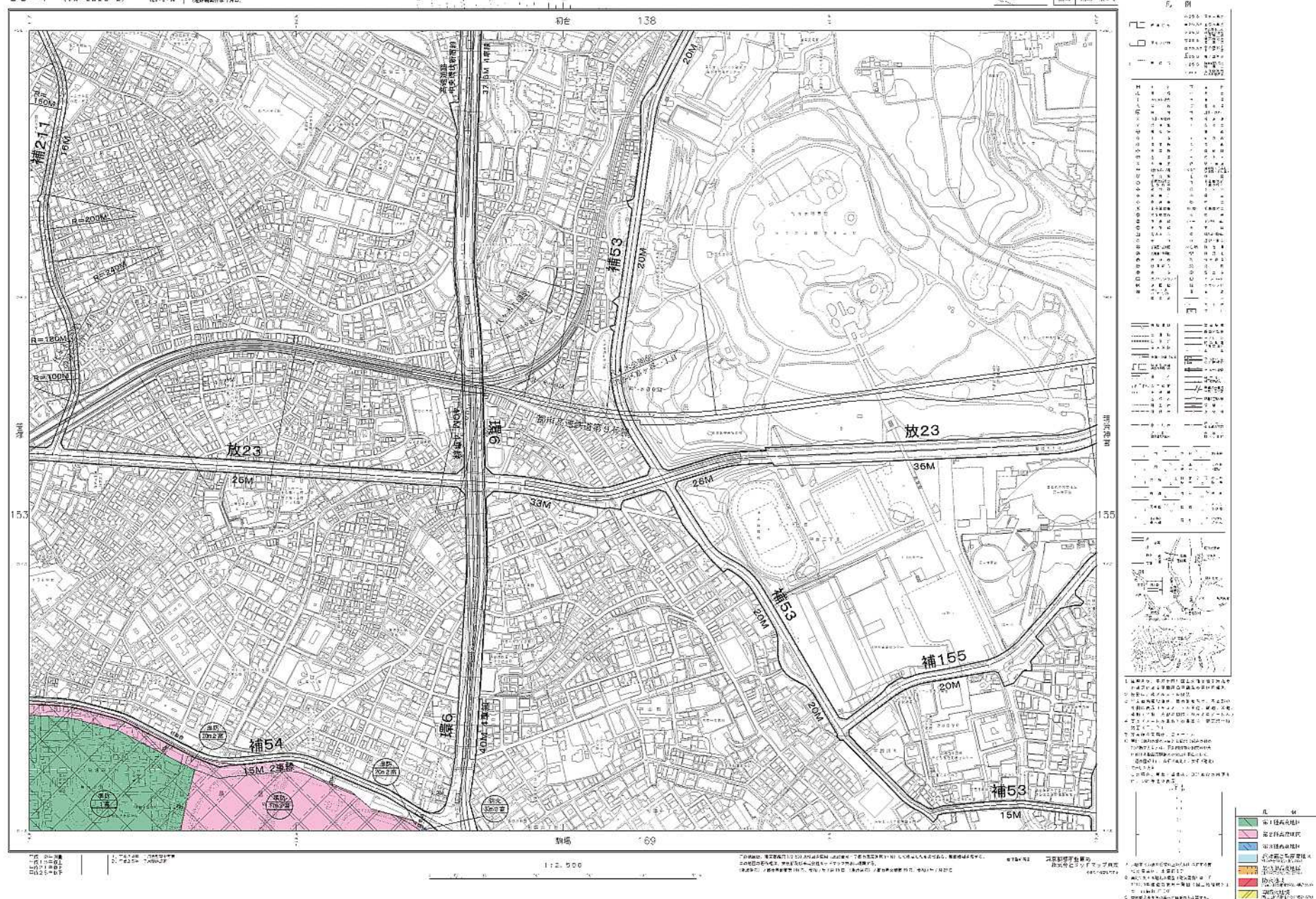
1:2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 154

36-4 (1X-LD25-2) 101-5-14 (德州市公安局)

代々木



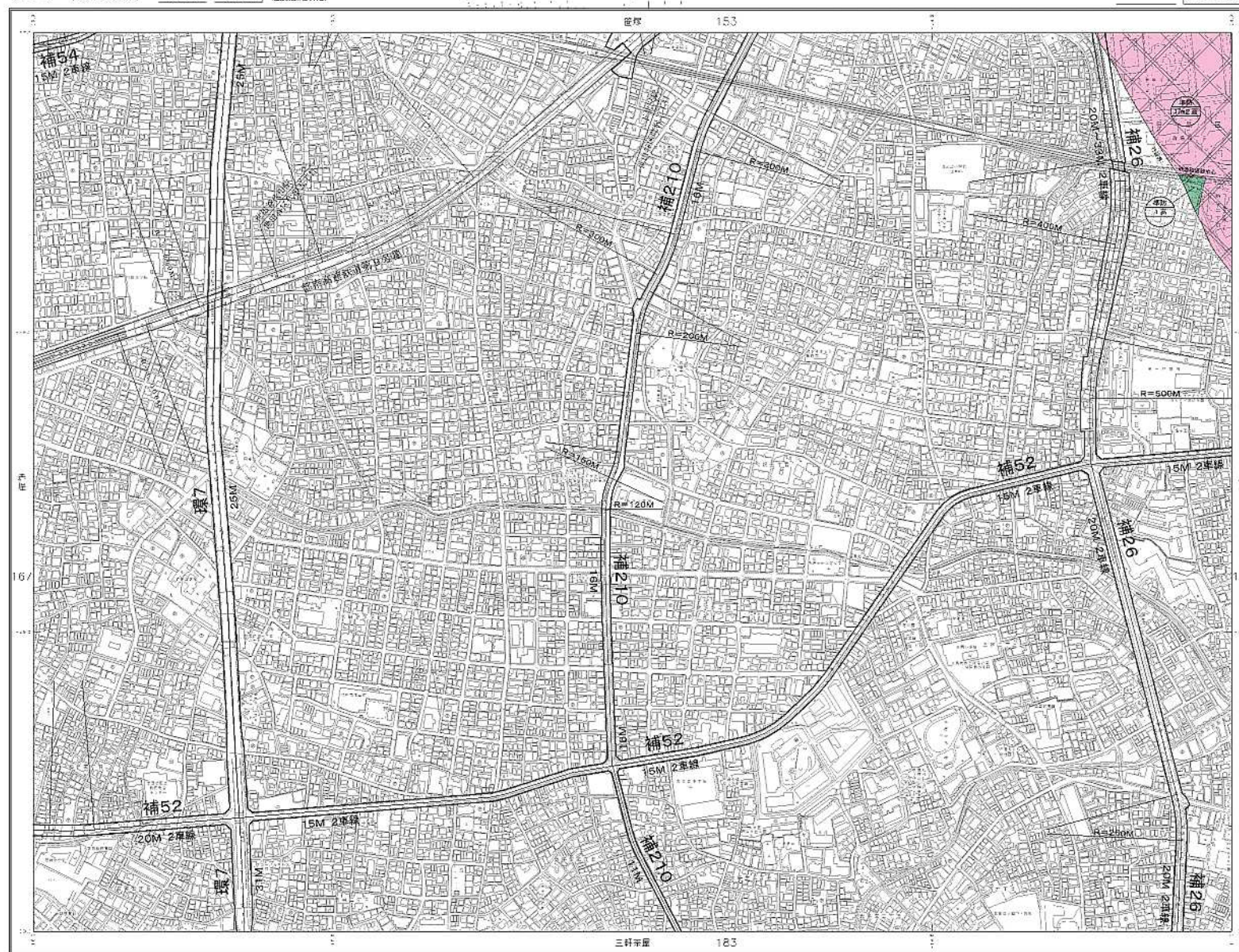
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 1:68

36-8 (1X-D28-3) (H24.2.14) (H24.5.14) (建設部内政課作成)

代田



凡例

記号	説明
1	高度地区
2	防火地域
3	準防火地域
4	防火線
5	防火区画
6	防火区画番号
7	防火区画名称
8	防火区画面積
9	防火区画容積
10	防火区画高さ
11	防火区画形状
12	防火区画位置
13	防火区画向き
14	防火区画色
15	防火区画図
16	防火区画表
17	防火区画図
18	防火区画表
19	防火区画図
20	防火区画表
21	防火区画図
22	防火区画表
23	防火区画図
24	防火区画表
25	防火区画図
26	防火区画表
27	防火区画図
28	防火区画表
29	防火区画図
30	防火区画表
31	防火区画図
32	防火区画表
33	防火区画図
34	防火区画表
35	防火区画図
36	防火区画表
37	防火区画図
38	防火区画表
39	防火区画図
40	防火区画表
41	防火区画図
42	防火区画表
43	防火区画図
44	防火区画表
45	防火区画図
46	防火区画表
47	防火区画図
48	防火区画表
49	防火区画図
50	防火区画表
51	防火区画図
52	防火区画表
53	防火区画図
54	防火区画表
55	防火区画図
56	防火区画表
57	防火区画図
58	防火区画表
59	防火区画図
60	防火区画表
61	防火区画図
62	防火区画表
63	防火区画図
64	防火区画表
65	防火区画図
66	防火区画表
67	防火区画図
68	防火区画表
69	防火区画図
70	防火区画表
71	防火区画図
72	防火区画表
73	防火区画図
74	防火区画表
75	防火区画図
76	防火区画表
77	防火区画図
78	防火区画表
79	防火区画図
80	防火区画表
81	防火区画図
82	防火区画表
83	防火区画図
84	防火区画表
85	防火区画図
86	防火区画表
87	防火区画図
88	防火区画表
89	防火区画図
90	防火区画表
91	防火区画図
92	防火区画表
93	防火区画図
94	防火区画表
95	防火区画図
96	防火区画表
97	防火区画図
98	防火区画表
99	防火区画図
100	防火区画表

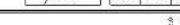
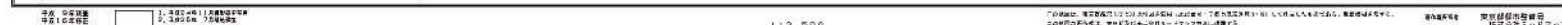
凡例

1	防火区画
2	防火区画
3	防火区画
4	防火区画
5	防火区画
6	防火区画
7	防火区画
8	防火区画
9	防火区画
10	防火区画
11	防火区画
12	防火区画
13	防火区画
14	防火区画
15	防火区画
16	防火区画
17	防火区画
18	防火区画
19	防火区画
20	防火区画
21	防火区画
22	防火区画
23	防火区画
24	防火区画
25	防火区画
26	防火区画
27	防火区画
28	防火区画
29	防火区画
30	防火区画
31	防火区画
32	防火区画
33	防火区画
34	防火区画
35	防火区画
36	防火区画
37	防火区画
38	防火区画
39	防火区画
40	防火区画
41	防火区画
42	防火区画
43	防火区画
44	防火区画
45	防火区画
46	防火区画
47	防火区画
48	防火区画
49	防火区画
50	防火区画
51	防火区画
52	防火区画
53	防火区画
54	防火区画
55	防火区画
56	防火区画
57	防火区画
58	防火区画
59	防火区画
60	防火区画
61	防火区画
62	防火区画
63	防火区画
64	防火区画
65	防火区画
66	防火区画
67	防火区画
68	防火区画
69	防火区画
70	防火区画
71	防火区画
72	防火区画
73	防火区画
74	防火区画
75	防火区画
76	防火区画
77	防火区画
78	防火区画
79	防火区画
80	防火区画
81	防火区画
82	防火区画
83	防火区画
84	防火区画
85	防火区画
86	防火区画
87	防火区画
88	防火区画
89	防火区画
90	防火区画
91	防火区画
92	防火区画
93	防火区画
94	防火区画
95	防火区画
96	防火区画
97	防火区画
98	防火区画
99	防火区画
100	防火区画

1:2.500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 184

36-14 (1X-LD36-2) H3-S-11 H3-S-11 (平假名假名各半用)

[illegible]

R

[illegible][illegible]

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

Figure 1 is a map of the study area. It shows the location of the study site (Study Site) and the surrounding area (Study Area). The map includes a legend for 'Study Site' and 'Study Area' and a scale bar.

A topographic map of the study area. The map shows a river flowing from the top left towards the bottom right. A road, indicated by a dashed line, runs parallel to the river. Contour lines are drawn to represent elevation, with labels such as 100, 150, 200, and 250. A small rectangular area is highlighted in the upper right portion of the map, corresponding to the location of the study area mentioned in the text.

[illegible]

色	種
	第一種表紙用紙
	第二種表紙用紙
	第三種表紙用紙
	近畿地方用紙
	奈良県用紙
	五式用紙
	六式用紙

7. 五箇年(五箇年の経過後)のこの方面に対する東京の高度は、東京湾10°

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

1:2.500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 165

36-15 (IX-LD37-1) HDS-9-A (设备型号与年月)

44



品名		単位	数量	金額
一	米	kg	100	10000
二	小麦	kg	50	5000
三	大豆	kg	20	2000
四	雑穀	kg	30	3000
五	油	kg	10	1000
六	糖	kg	5	500
七	塩	kg	2	200
八	醤油	kg	1	100
九	味噌	kg	1	100
十	酒	kg	1	100
十一	茶	kg	1	100
十二	コーヒー	kg	1	100
十三	チョコレート	kg	1	100
十四	アイスクリーム	kg	1	100
十五	ケーキ	kg	1	100
十六	パン	kg	1	100
十七	うどん	kg	1	100
十八	そば	kg	1	100
十九	ラーメン	kg	1	100
二十	餃子	kg	1	100
二十一	天ぷら	kg	1	100
二十二	焼肉	kg	1	100
二十三	ステーキ	kg	1	100
二十四	ハンバーグ	kg	1	100
二十五	カレー	kg	1	100
二十六	丼	kg	1	100
二十七	寿司	kg	1	100
二十八	刺身	kg	1	100
二十九	和食	kg	1	100
三十	洋食	kg	1	100
三十一	中華	kg	1	100
三十二	韓国	kg	1	100
三十三	日本	kg	1	100
三十四	アメリカ	kg	1	100
三十五	ヨーロッパ	kg	1	100
三十六	アジア	kg	1	100
三十七	オセアニア	kg	1	100
三十八	アフリカ	kg	1	100
三十九	南極	kg	1	100
四十	北極	kg	1	100
四十一	宇宙	kg	1	100
四十二	地球	kg	1	100
四十三	太陽	kg	1	100
四十四	月	kg	1	100
四十五	星	kg	1	100
四十六	雲	kg	1	100
四十七	雨	kg	1	100
四十八	雪	kg	1	100
四十九	風	kg	1	100
五十	雷	kg	1	100
五十一	虹	kg	1	100
五十二	朝	kg	1	100
五十三	夕	kg	1	100
五十四	夜	kg	1	100
五十五	日	kg	1	100
五十六	月	kg	1	100
五十七	年	kg	1	100
五十八	歳	kg	1	100
五十九	時	kg	1	100
六十	分	kg	1	100
六十一	秒	kg	1	100
六十二	瞬間	kg	1	100
六十三	永遠	kg	1	100
六十四	無限	kg	1	100
六十五	有限	kg	1	100
六十六	無窮大	kg	1	100
六十七	ゼロ	kg	1	100
六十八	無限大	kg	1	100
六十九	無限小	kg	1	100
七十	無限大	kg	1	100
七十一	無限小	kg	1	100
七十二	無限大	kg	1	100
七十三	無限小	kg	1	100
七十四	無限大	kg	1	100
七十五	無限小	kg	1	100
七十六	無限大	kg	1	100
七十七	無限小	kg	1	100
七十八	無限大	kg	1	100
七十九	無限小	kg	1	100
八十	無限大	kg	1	100
八十一	無限小	kg	1	100
八十二	無限大	kg	1	100
八十三	無限小	kg	1	100
八十四	無限大	kg	1	100
八十五	無限小	kg	1	100
八十六	無限大	kg	1	100
八十七	無限小	kg	1	100
八十八	無限大	kg	1	100
八十九	無限小	kg	1	100
九十	無限大	kg	1	100
九十一	無限小	kg	1	100
九十二	無限大	kg	1	100
九十三	無限小	kg	1	100
九十四	無限大	kg	1	100
九十五	無限小	kg	1	100
九十六	無限大	kg	1	100
九十七	無限小	kg	1	100
九十八	無限大	kg	1	100
九十九	無限小	kg	1	100
一百	無限大	kg	1	100

[illegible]

1. 研究人員：研究人員對研究計畫有甚麼貢獻？
研究人員的貢獻在於對研究計畫的貢獻，包括：
2. 研究人員：研究人員對研究計畫有甚麼貢獻？
研究人員的貢獻在於對研究計畫的貢獻，包括：
3. 研究人員：研究人員對研究計畫有甚麼貢獻？
研究人員的貢獻在於對研究計畫的貢獻，包括：
4. 研究人員：研究人員對研究計畫有甚麼貢獻？
研究人員的貢獻在於對研究計畫的貢獻，包括：
5. 研究人員：研究人員對研究計畫有甚麼貢獻？
研究人員的貢獻在於對研究計畫的貢獻，包括：



图例	说明
	第一类保护地
	第二类保护地
	第三类保护地
	第四类保护地
	第五类保护地
	第六类保护地
	第七类保护地

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 198

36-18

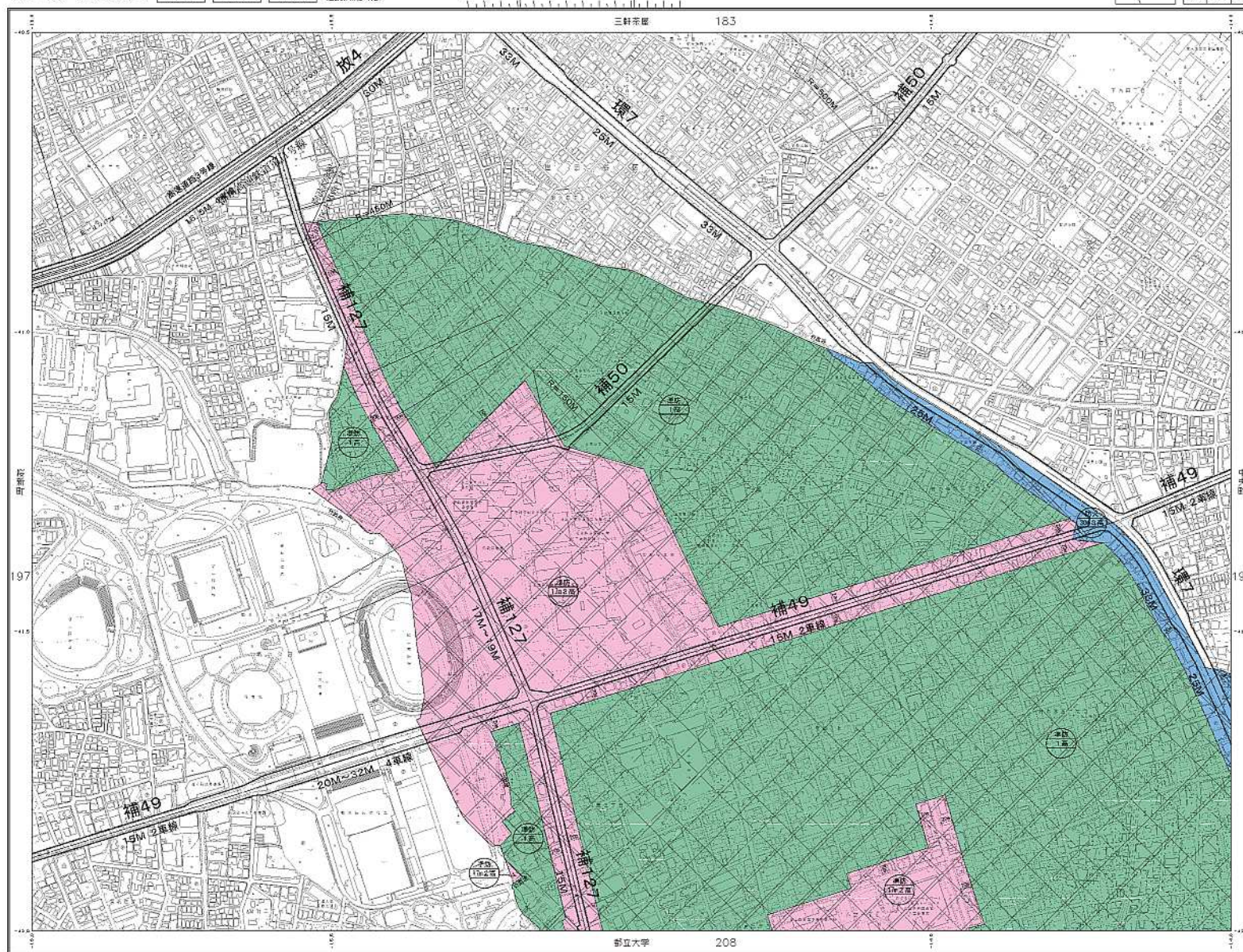
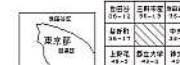
(1) X-LD36-3

(2) X-LD36-3

(3) X-LD36-3

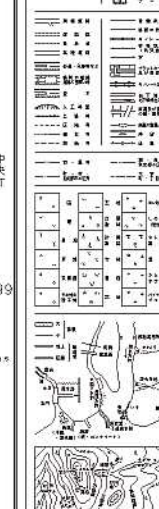
(4) X-LD36-3

駒沢

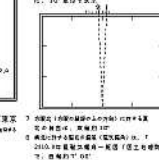


凡例

記号	名称	説明
■	高度地区	高度地区の区域を示す記号
■	防火地域	防火地域の区域を示す記号
■	準防火地域	準防火地域の区域を示す記号
■	道路	道路の中心線を示す記号
■	河川	河川の中心線を示す記号
■	公園	公園の区域を示す記号
■	学校	学校の区域を示す記号
■	病院	病院の区域を示す記号
■	神社	神社の区域を示す記号
■	寺	寺の区域を示す記号
■	仏教	仏教の区域を示す記号
■	基督教	基督教の区域を示す記号
■	その他	その他の区域を示す記号



1. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。2. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。3. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。4. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。5. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。6. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。7. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。8. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。9. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。10. 高度地区、防火地域、準防火地域の区域は、目黒区決定の計画図に基づき、本図に示す。



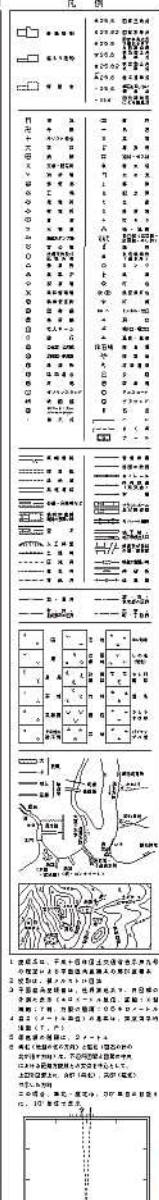
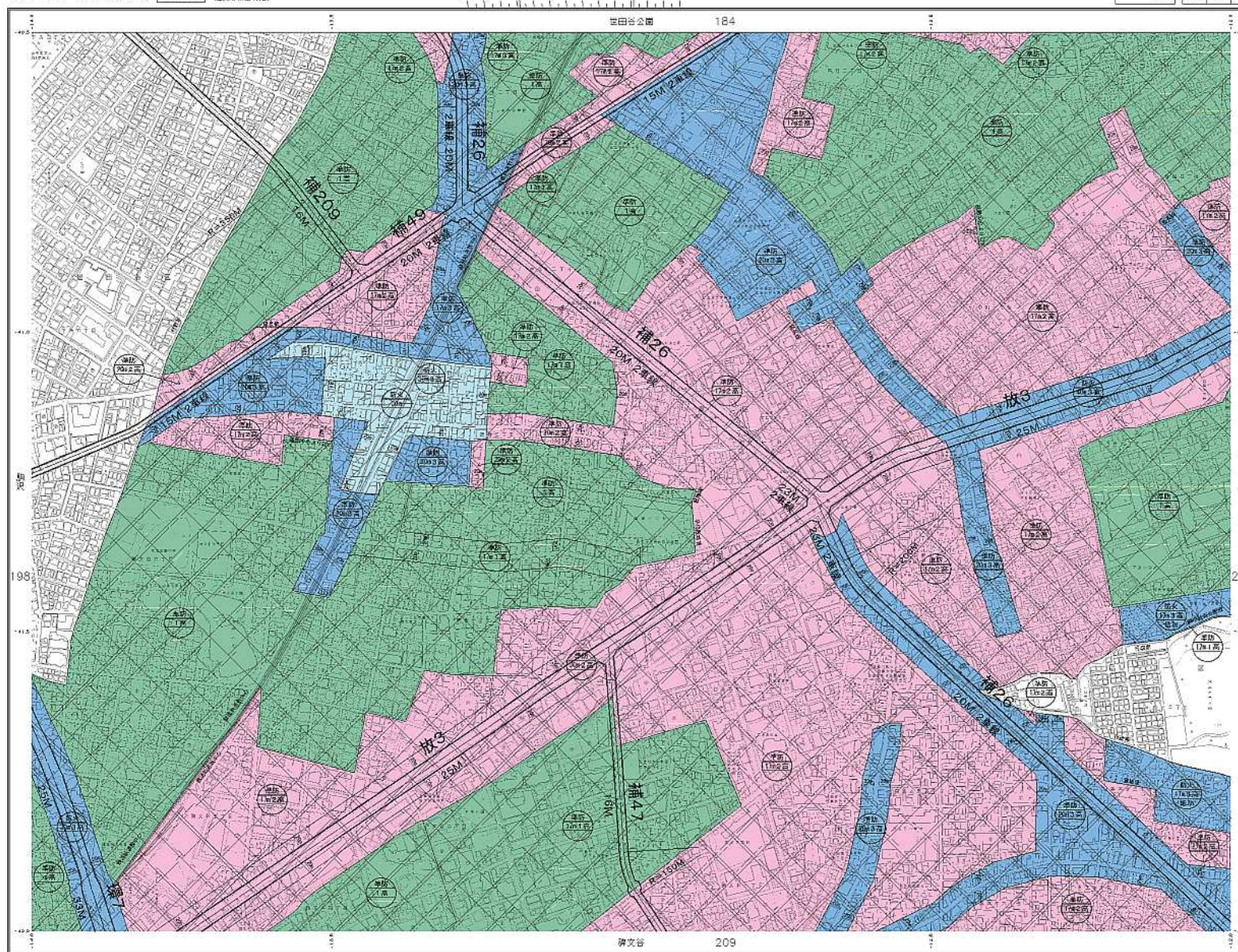
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 199

36-19 (1)X-LD36-4 (2)2-2-14 (3)2-2-14(4)2-2-14

中央町



1:2,500
東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 199
36-19 (1)X-LD36-4 (2)2-2-14 (3)2-2-14(4)2-2-14

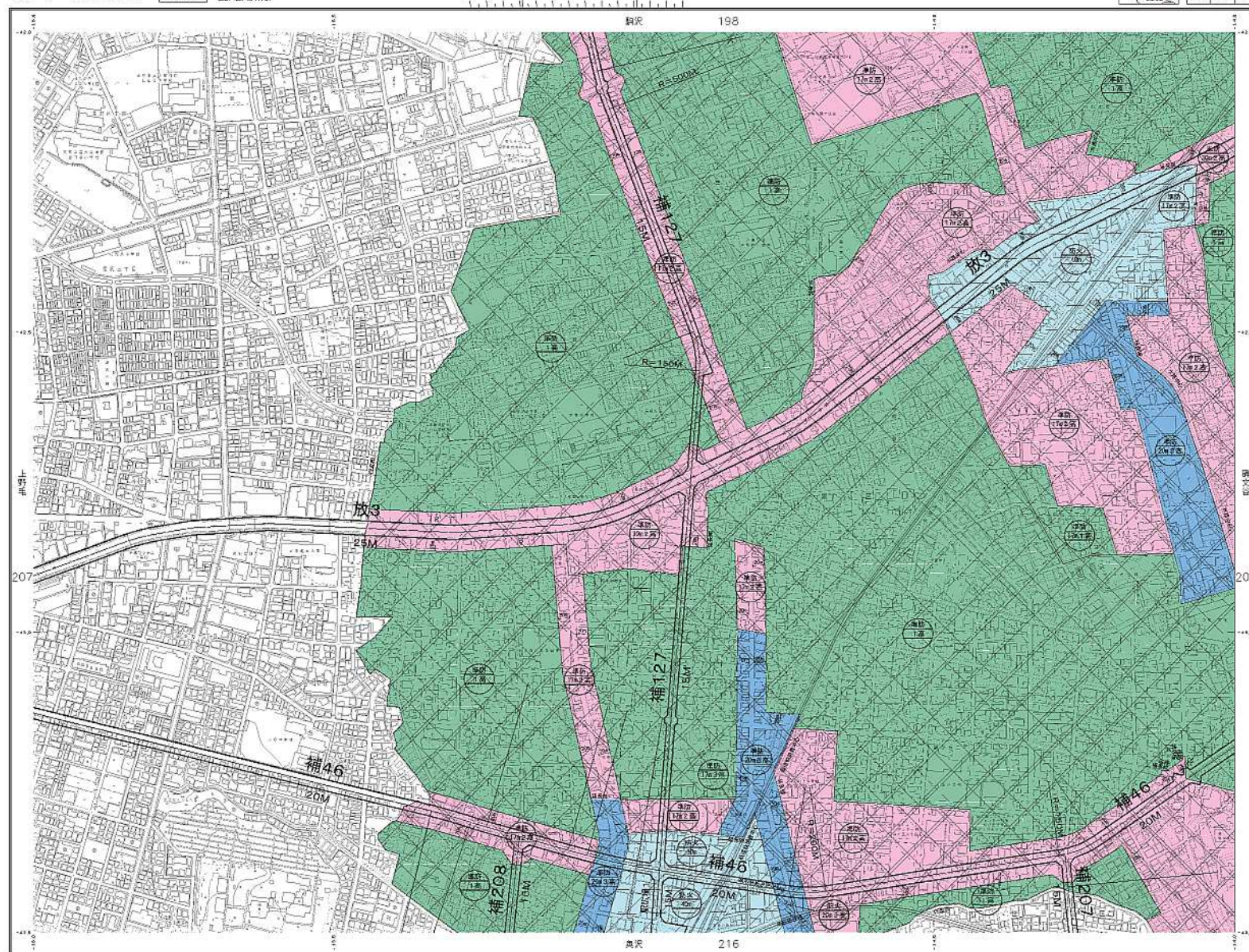
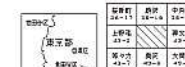
1:2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 208

43-3 (FX-LD4B-1) 100.5.14 (通称: 43-3)

43-3 (HX-LD4B-1) 105.9.14 (臺灣特許證字號)

☆



1:2,500

この建設は、東京警視庁(上)と山形県警(中)が共同で、山形県警に7割の出費負担を押し付け、建設費も大半をこの財団が持ち出し、山形県及び山形市が残り3割をマツコ財団に返贈する。

事

東京都市計画局
株式会社とそつマップ

東京 7 万画合（万画の置換の上の万画）に計す

 1. 蓝色斜纹
 2. 蓝色横线
 3. 蓝色竖线

	黄色背景
	红色背景
	绿色背景
	蓝色背景
	白色背景

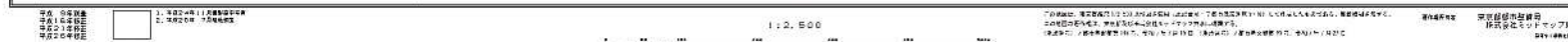


1:2,500 東京都市計圖高度地区(目黒区決定)計圖回

43-4 11X-LD46-2; 103-0-14 (国産物)

43-4 11X-L046-23 103-0-14 (国特准)

★



R. D.

[illegible][illegible]

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

[illegible]

7. 下図は「元寇の最盛期の土の天候」に関する調査の結果を、表裏31分

图	例
	第一类垂直绿化
	第二类垂直绿化
	第三类垂直绿化
	第四类垂直绿化
	第五类垂直绿化
	第六类垂直绿化

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

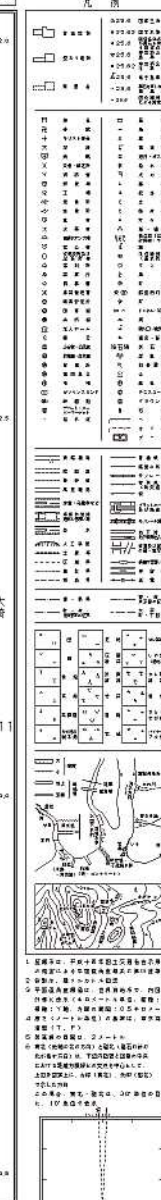
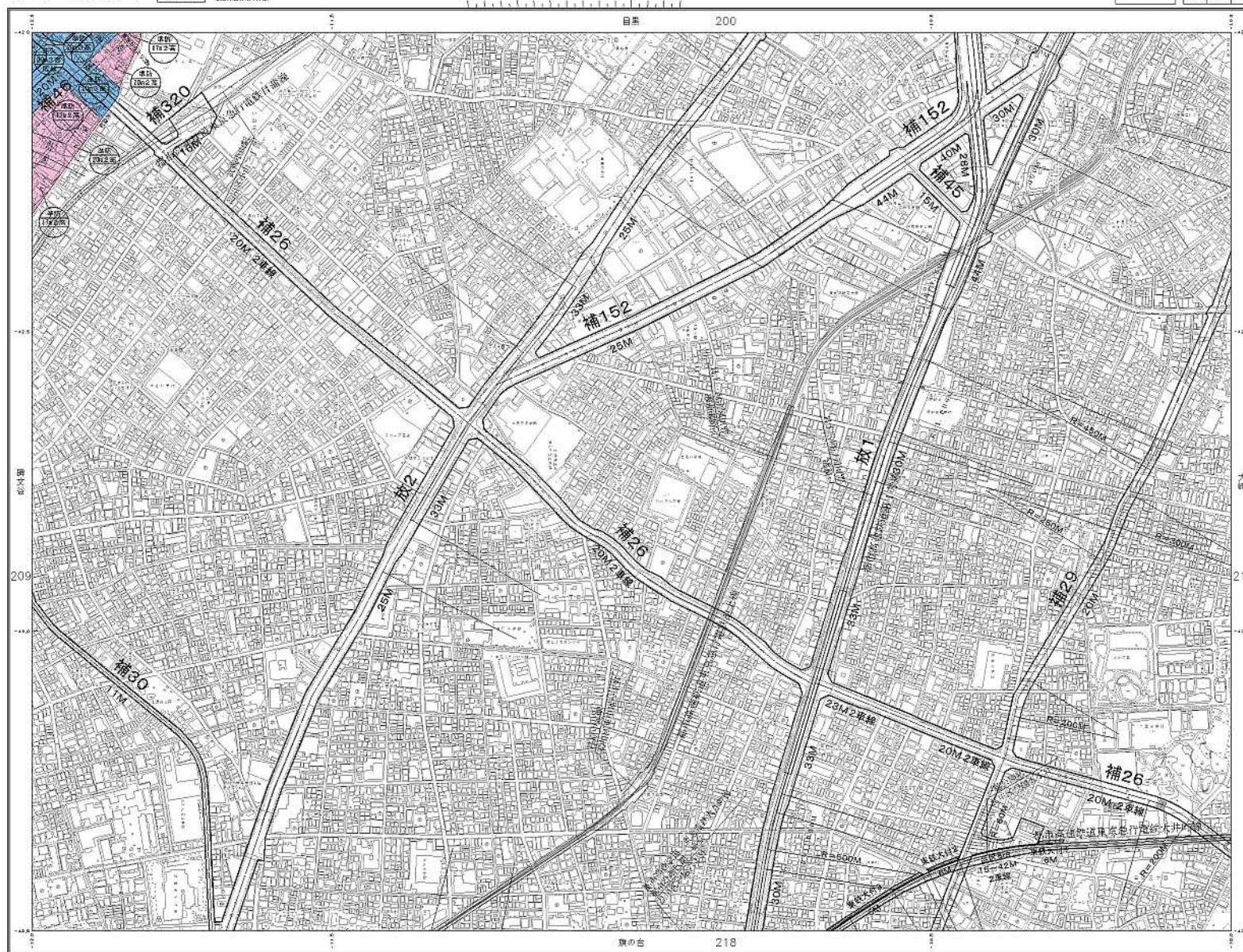
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 210

43-5 (1) X-LD47-1

105-3-4 (3) 高度地区（目黒区決定）

荏原

図例	説明
○	区庁舎
△	区民センター
□	区立図書館
◇	区立体育館
◇	区立児童館
◇	区立老人福祉センター
◇	区立障害者福祉センター
◇	区立子育て支援センター
◇	区立生涯学習センター
◇	区立健康センター
◇	区立スポーツセンター
◇	区立文化センター
◇	区立音楽センター
◇	区立美術センター
◇	区立工芸センター
◇	区立科学センター
◇	区立環境センター
◇	区立情報センター
◇	区立国際センター
◇	区立国際交流センター
◇	区立国際会議センター
◇	区立国際展示場
◇	区立国際競技場
◇	区立国際ホテル
◇	区立国際レストラン
◇	区立国際バー
◇	区立国際クラブ
◇	区立国際ゴルフ場
◇	区立国際スキー場
◇	区立国際温泉
◇	区立国際リゾート
◇	区立国際リゾートホテル
◇	区立国際リゾートクラブ
◇	区立国際リゾートゴルフ場
◇	区立国際リゾートスキー場
◇	区立国際リゾート温泉
◇	区立国際リゾートリゾート
◇	区立国際リゾートホテル
◇	区立国際リゾートクラブ
◇	区立国際リゾートゴルフ場
◇	区立国際リゾートスキー場
◇	区立国際リゾート温泉
◇	区立国際リゾートリゾート



1:2,500

東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 210

43-5 (1) X-LD47-1

105-3-4 (3) 高度地区（目黒区決定）

荏原

目黒 200

209

211

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

